

第8期秋田市分別収集計画

秋 田 市

平成28年6月

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産・大量消費型の社会は、生活様式の多様化や利便性の向上に貢献しましたが、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大など深刻な社会問題を発生させました。

今後、地球環境への配慮とともに、快適でうるおいのある生活環境を確保するためには、これまでの社会経済システムやライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を構築していく必要があります、社会を構成する各主体がそれぞれの立場での役割を認識し、履行していくことが重要になっています。

本市では、平成16年7月に策定された「環境都市あきた宣言」により、資源の循環と人と自然との共生を基本とした「人にも地球にもやさしいあきた」を目指すことを広く内外に向け宣言したものであり、その具体的な実現に向け、平成24年3月には、「秋田市環境基本計画」を改定し、平成28年3月に第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」を策定しました。

今後は、各種環境施策の展開にあたって、社会情勢の変化に対応した新たなごみ減量施策を実施できるよう検討を重ねているところです。

本計画は、このような状況の中、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効活用を図るため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」といいます。）第8条の規定に基づいて、容器包装廃棄物の分別収集と地域における3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進について、市民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針を示すものです。

2 基本的方向

本計画を実施するための基本的方向を、以下に示す。

- (1) 資源循環型都市の創造のため、市民や事業者と一体になって、廃棄物の減量化、分別の徹底および再資源化を推進する。
- (2) 快適な生活環境を保持するため、廃棄物の衛生的、効率的かつ適正な処理体制を整備する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月から平成34年3月までとする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器（無色ガラス、茶ガラスその他のガラス）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装およびペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

| | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 容器包装廃棄物 | 27,129t | 26,935t | 26,739t | 26,540t | 26,318t |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会における環境教育、キャンペーン、出前講座等あらゆる機会を通じて、ごみ処理の状況について情報提供するとともに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義および効果、ごみの適切な出し方に関する教育、啓発活動に積極的に取り組む。

(2) リデュース(発生抑制)の推進

スーパーマーケット等の小売店での容器包装使用の抑制を図るため、市民や事業者と協力・連携しながら、包装の簡素化、マイバッグの持参、量り売り、ばら売り商品の拡大等を推進する。

(3) 資源集団回収の推進

市民団体等の再生資源回収活動が安定的に行われ、リサイクルが効果的に進められるよう奨励金を交付する。

(4) 再生品の利用促進への支援

市民によるリサイクル製品の需要拡大を図るため、リサイクルプラザでのリサイクル品展示を行うとともに、再生紙や再生材料で作られた製品の利用拡大を推進していく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

本市の処理施設の状況および一般廃棄物処理計画を踏まえ、分別収集する容器包装廃棄物の種類および収集に係る分別の区分を、下表のとおりとする。

| 分別収集する容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 |
|---|--------------|------------|
| 主としてスチール製の容器 | | 空き缶 |
| 主としてアルミ製の容器 | | |
| 主として ガラス製の の容器包装 | 無色のガラス製容器 | 空きびん |
| | 茶色のガラス製容器 | |
| | その他の色のガラス製容器 | |
| 飲料用紙パック | | 古紙 |
| 段ボール | | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | | ペットボトル |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

| | 29年度 | | 30年度 | | 31年度 | | 32年度 | | 33年度 | |
|--|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 主としてスチール製の容器 | 540t | | 540t | | 540t | | 540t | | 539t | |
| 主としてアルミ製の容器 | 574t | | 574t | | 574t | | 574t | | 573t | |
| 無色のガラス製容器 | (合計) 949t | | (合計) 949t | | (合計) 949t | | (合計) 949t | | (合計) 947t | |
| | (引渡額) 949t | (独自処理量) - | (引渡額) 949t | (独自処理量) - | (引渡額) 949t | (独自処理量) - | (引渡額) 949t | (独自処理量) - | (引渡額) 947t | (独自処理量) - |
| 茶色のガラス製容器 | (合計) 838t | | (合計) 838t | | (合計) 838t | | (合計) 838t | | (合計) 837t | |
| | (引渡額) 838t | (独自処理量) - | (引渡額) 838t | (独自処理量) - | (引渡額) 838t | (独自処理量) - | (引渡額) 838t | (独自処理量) - | (引渡額) 837t | (独自処理量) - |
| その他のガラス製容器 | (合計) 600t | | (合計) 600t | | (合計) 600t | | (合計) 600t | | (合計) 599t | |
| | (引渡額) 600t | (独自処理量) - | (引渡額) 600t | (独自処理量) - | (引渡額) 600t | (独自処理量) - | (引渡額) 600t | (独自処理量) - | (引渡額) 599t | (独自処理量) - |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | (合計) 811t | | (合計) 811t | | (合計) 811t | | (合計) 811t | | (合計) 810t | |
| | (引渡額) 811t | (独自処理量) - | (引渡額) 811t | (独自処理量) - | (引渡額) 811t | (独自処理量) - | (引渡額) 811t | (独自処理量) - | (引渡額) 810t | (独自処理量) - |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度の特定分別基準適合物の収集実績に、人口変動率を乗じて算定する。

なお、人口変動率については、秋田市将来推計人口（平成22年度～平成37年度）の将来人口推計値を基に算定した。

| 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 314,360人 (対前年度比) | 312,634人 (対前年度比) | 310,909人 (対前年度比) | 309,183人 (対前年度比) | 307,046人 (対前年度比) |
| 99.4541% | 99.4511% | 99.4480% | 99.4450% | 99.3090% |

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、段ボール製容器包装、飲料用紙製容器その他の紙製容器包装については、現在、市、地元製紙メーカーおよび古紙回収業者の共同事業として実施している既存の古紙類回収システムと、町内会や市民団体が行う集団回収により実施する。

| 容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 | 収集・運搬段階 | 選別・保管等段階 |
|------------|------------|----------------|------------------|----------|
| 缶 | アルミ | 資源化物 (空き缶) | 市(委託)による 定期回収 | 委 託 |
| | スチール | | 集団回収 | 民間業者 |
| びん | 無色ガラス | 資源化物 (空きびん) | 市(委託)による 定期回収 | 委 託 |
| | 茶色ガラス | | 集団回収 | 民間業者 |
| | その他のガラス | | | |
| 紙 | 紙パック | 古紙類 | 古紙ステーション回収 | 民間業者 |
| | 段ボール | | 集団回収 | |
| | その他の紙製容器包装 | | 店頭の拠点回収 | |
| プラ | ペットボトル | ペットボトル | 市(委託)による 定期回収 | 委 託 |
| | その他のプラスチック | ト レ イ | 店頭の拠点回収 | 民間業者 |

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

空き缶、空きびんおよびペットボトルについては、秋田市リサイクルプラザで選別、圧縮保管する。

| 分別収集する容器 包装廃棄物の種類 | 収集に係る 分別の区分 | 収 集 容 器 | 収 集 車 | 中 間 処 理 |
|----------------------|--------------------------|---------------------|--------------------|---------------------------------|
| ア ル ミ 缶 | 資 源 化 物 (空 き 缶) | 指 定 袋 | パ ッ カ ー 車 | リ サ イ ク ル プ ラ ザ (選別・圧縮・保管施設) |
| ス チ ー ル 缶 | | | | |
| 無 色 ガ ラ ス | 資 源 化 物 (空 き び ん) | プ ラ ス チ ッ ク コ ン テ ナ | 平 ボ デ ー ト ラ ッ ク | リ サ イ ク ル プ ラ ザ (選別・保管施設) |
| 茶 ガ ラ ス | | | | |
| その他の色のガラス | | | | |
| ペ ッ ト ボ ト ル | 資 源 化 物 (ペ ッ ト ボ ト ル) | 指 定 袋 | パ ッ カ ー 車 | リ サ イ ク ル プ ラ ザ (選別・圧縮・保管施設) |

12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・現在実施している家庭ごみ、粗大ごみおよび資源化物の3種13分別収集の枠組みを維持しながら、段ボール製容器包装、飲料用紙製容器およびその他紙製容器包装については、本市独自の古紙ステーション回収システム、集団回収等により再資源化を図る。
- ・有価びんについては、現行どおりリターナブルびんとして売却し、リサイクルする。
- ・その他プラスチック製容器包装は、家庭ごみに入れサーマルリサイクル(廃棄物発電)を図る。